

2.4 ベルギー

2.4.1 概要

人口は 1,149 万人（2020 年）、面積は 30,528 平方キロメートルで日本の約 12 分の 1 である。³¹

国土の北西部には北海に面したフランドル低地が広がり、南東部のアルデヌ地方に向かって丘陵地帯となる。³²気候は温暖な海洋性気候である。ベルギーの農業を概観すると、従事者数は少なく、GDP に占める割合も低い。中心は牧畜であり、乳製品と肉製品が全農産品の 3 分の 2 以上を占めている。主要農産物は、てん菜、チコリ、亜麻、穀類、じゃがいもであり、フランドル地方では観賞用花きの栽培も行われている。



1 経営体当たりの平均経営面積は 36.7ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.5%（日本は 1.1%）である。³³

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ベルギー		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,430	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	27	0.5	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からベルギーへの輸出額が約 1,800 万 US ドルであるのに対し、ベルギーから日本への輸入額は約 2 億 5,000 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はその他の調製食料品、ソース混合調味料、牛肉であり、ベルギーからの輸入上位品目はチョコレート類、冷凍野菜、ベーカリー製品である。

³¹ 外務省「ベルギー王国（Kingdom of Belgium）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belgium/data.html>

³² Britannica「Belgium」 <https://www.britannica.com/place/Belgium>

³³ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Belgium」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-be_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ベルギー)	輸入 (ベルギー→日本)	日本の収支
総額	7,411	3,205	4,205
農林水産物	18	250	▲231
農林水産物のシェア	0.2	7.8	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ベルギー（単位：万 US ドル%） 輸入：ベルギー→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	648	35.2	チョコレート類	8,036	32.2
ソース混合調味料	287	15.5	冷凍野菜	3,275	13.1
牛肉	280	15.2	ベーカリー製品	1,484	5.9
パスタ	81	4.4	その他の調製食料品	1,022	4.1
ラザン	74	4.0	穀物調整食料品	925	3.7
総額	1,843	100.0	総額	24,989	100.0

資料：財務省貿易統計

ベルギーの公用語はフラマン語、フランス語、ドイツ語の 3 言語がある。原産地呼称保護（PDO）は、それぞれ順に Beschermde oorsprongsbenaming（BOB）、Appellation d'origine protégée（AOP）、Geschützte Ursprungsbezeichnung（GU）、地理的表示保護（PGI）は Beschermde geografische aanduiding（BGA）、Indication géographique protégée（IGP）、Geschützte geografische Angabe（GgA）と呼ぶ。ベルギーの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 4 件、PGI 11 件、合計 15 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉、チーズ、油脂、果物・野菜・穀類が 1 件ずつ、PGI は肉製品、果物・野菜・穀類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	-
Class 1.2. 肉製品	-	3
Class 1.3. チーズ	1	-
Class 1.5. 油脂	1	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	3
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	2
Class 2.13. 花卉	-	2
総数	4	11

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済



アルデンス地方のソーセージ
Saucisson d' Ardenne (PGI)



アルデンス地方のドライハム
Jambon d' Ardenne (PGI)



アルデンス地方の低温殺菌バター
Beurre d'Ardenne (PDO)



ファロ (ビール)
Faro (TSG)



エルヴ高原で生産されるウォッシュチーズ
Fromage de Herve (PDO)



クリーク (ビール)
Kriek (TSG)

2.4.2 GI 監視スキーム

ベルギーは、連邦、地方、自治体の 3 層からなる連邦国家であり、GI については連邦及び地方レベルで管理している。連邦公共サービス・経済・中小企業・自営業・エネルギー省（フラマン語 FOD）がベルギー全土の市場に出回る GI 製品とその表示を管理する中央機関として機能し、FOD 内の経済検査総局（ADEI）が、市場に関する公的管理を担当している。

なお、中央の関連機関としてフードチェーン安全局（FAVV）が存在するが、GI は FOD の所掌とされている。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
連邦公共サービス・経済・中小企業・自営業・エネルギー省 （FOD Economie, KMO, Middenstand en Energie） 経済検査総局 （Algemene Directie Economische Inspectie : ADEI）	North Gate Boulevard du Roi Albert II 16 1000 Bruxelles	Tel. +322778140 Email: eco.inspec.cdc@economie.fgo Website: http://www.economie.fgov.be/

EUIPO (2017)³⁴、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）³⁵

GI の明細書への適合性の検証は、原則として 3 つの地方（ワロン、フランドル、ブリュッセル・首都圏）に委任されている。一方、市場における GI 名称の監視は FOD の経済検査総局（ADEI）が国内全域で実施するほか、ワロン地方では 2016 年から地方当局も監視を実施している。

外国の GI 製品に対しては不定期的な監査あるいは侵害の通報を受けて調査が行われている。EU Food Fraud Network の担当窓口は ADEI 及び FAVV である。³⁶

³⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁵ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

³⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.4.3 GI 侵害の事例

ポルトガルのワイン GI 当局（IVDP）は、ポルトガルの GI である「ポルト」を想起させる名称（Porte d'Or 等）の酒類がベルギー市場に出回っているとしてウェブサイト上で注意を促している。しかし、これに関するベルギー国内の情報は見当たらなかった。



Porte d'Or - Bélgica



Puerto Casal - Bélgica



Puerto Gallero - Bélgica

IVDP ウェブサイト「違反品ギャラリー」の例³⁷

2.4.4 対抗手段

GI の侵害の疑いがある場合、FOD のウェブサイトからあるいは電話等により通報することができ。ウェブサイトのトップページの「Hot line」をクリックすると通報フォームが表示され、質問に答える形で、模倣品の販売などの知的財産の侵害の疑いを伝えることができる。ウェブサイトは、フラマン語、フランス語、ドイツ語、英語に対応している。

³⁷ <http://www.ivdp.pt/consumidor/p5ccw-galeria-de-fraudes>

EN FR | DE | EN |



Counterfeiting and piracy

You've bought something you suspect is fake. You want to report something about the sale of counterfeit or piracy.

What situation are you in?

☐ I probably bought counterfeiting on the internet
☐ I probably bought counterfeiting somewhere in Belgium
☒ I would like to report on the sale of counterfeiting, piracy or any other infringement of intellectual property rights

 Return
Continue 

FOD のウェブサイトの通報フォーム³⁸

当局への通報のほか、GI 権利者は裁判所を通じて不正行為の中止や製品の回収、市場からの撤去または破壊、侵害品の製造に使用された材料や器具の廃棄、侵害者負担による判決の広告、賠償請求等を求めることができる。

GI 侵害に関する特定の刑罰規定はないものの、刑法の規定により、商品の性質や原産地を欺いて販売した者は、罰金 50 ユーロから 1,000 ユーロあるいは禁固一か月から 1 年に処される場合がある。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ベルギーにおける GI 侵害の窓口は、FOD の経済検査総局
 (Algemene Directie Economische Inspectie : ADEI)
 Tel. +322778140
 Email: eco.inspec.cdc@economie.fgo

連絡方法

FOD のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。
<https://meldpunt.belgie.be/meldpunt/>

保護のしくみ

侵害通報を受けると ADEI が調査を実施。違反が確認されると違反事業者に一定の期間内に改善を求める警告通知が発行される。その後の改善状況は書面あるいは実地検査により確認される。改善が認められない場合には、裁判手続きが開始される。

³⁸ <https://meldpunt.belgie.be/meldpunt/>

2.4.5 関連法令

ベルギーの GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書³⁹に基づいている。

GI 根拠法令

(ワロン地方)

- The Walloon Government Order of 14 July 2016 on European quality systems and the regional facultative quality mentions (※根拠法令)
- The Ministerial Order of 14 July 2016 (※上記根拠法令の施行令)

(フランドル地方)

- The Decision of the Flemish Government of 19 October 2007 (※根拠法令)
- Ministerial Decree of 7 March 2008 (※上記根拠法令の施行令)
- The Flemish Government's decision of 17 February, 2012 on the protection of GIs, designations of origin and traditional terms of wine products and the protection of GIs of spirit drinks

(ブリュッセル・首都圏地方)

- The Decree of the Government of the Brussels Capital Region of 22 October 2009 on the protection of GIs and designations of origin for agricultural products and foodstuffs and traditional Speciality guaranteed for agricultural products and foodstuffs (※根拠法令)
- The Ministerial Order of 27 April 2012 (※上記根拠法令の施行令)

民事手続きを規定する法律

- The Code of Economic law

刑事手続きを規定する法律

- The Belgian Criminal Code

2.4.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) として、自然発酵で作られる特産のビール、ランビックの 5 件が認定を受けている。

³⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.